

2018年5月22日

京都市宿泊税について

平成30年10月1日のご宿泊より京都市宿泊税が導入されます。
ご宿泊料金に応じた宿泊税をご負担いただくようになります。

この京都市の宿泊税に関する条例・規則は2018年3月1日 公布
2018年10月1日 施行 の「京都市宿泊税条例」です。

【宿泊税】 宿泊税の税額は、宿泊料金お1人様1泊に対する税額です。

宿泊料金 20,000 円未満	税額 200 円
宿泊料金 20,000 円以上 50,000 円未満	税額 500 円
宿泊料金 50,000 円以上	税額 1,000 円

※宿泊税の税率は、宿泊料金（消費税別）1人様1泊に対する税率です。

※宿泊税における宿泊料金とは、食事料金などを含まない素泊まりの料金をいいます。

詳しくは下記、京都市ホームページをご覧ください。

【広報資料】 宿泊税条例を平成30年10月1日から施行します。

（京都市ホームページ）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000232119.html>